飯塚市告示第 312 号

令和7年度、8年度市民税・県民税・森林環境税変更・決定通知書を郵送したところ、住所又は居所不明の分が返送されたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)第18条の規定により、公示送達する。

なお、令和7年度、8年度市民税・県民税・森林環境税変更・決定通知書は、飯塚市行政経営部税務課にて保管しているので、申し出があれば交付する。

令和8年11月13日

飯塚市長　　武　井　政　一

1	送達書類	令和 7 年度、8 年度市民税・県民税・森林環境税変更・決定通知書
2	送達者名	別紙のとおり(5 件)
3	公示送達理由	住所、居所不明
4	注意事項	地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達した日から起算して 7 日を経過したとき、送達があったものとみなす。

公　示　送　達　書

令和　8年11月13日

下記の書類は、当市 税務課　に保管してありますから
いつでもお受け取りください。

福岡県飯塚市長　武井　政一

送達を受ける者の住所	送達を受ける者の氏名	年度	期別	調定番号	送達する書類の名称
	上野　進	令和　7年	過年度随時期7	500374993	住民税普徴・森林税額変更通知書
	上野　進	令和　8年	第3期	500374993	住民税普徴・森林税額変更通知書
	SONG　HAIRUI	令和　8年	第3期	500790792	住民税普徴・森林税額変更通知書
	山下　蕉平	令和　8年	第3期	500184876	住民税普徴・森林税額変更通知書
	折口　怜生	令和　8年	第4期	500921986	住民税普徴・森林税額変更通知書

※　この送達書は黒色の電子公印を使用しています。

（注意）地方税法第２０条の２の規定により公示した日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。